

我孫子市立湖北台東小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月 7 日 策定

令和 5 年 1 月 16 日 一部改定

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

児童はいじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、されに再発防止に努める。

2 いじめの防止及び早期発見のための基本施策

(1) いじめ防止基本施策

①心の教育の充実

ア 道徳を中心とした全教育活動を通して基本的人権を尊重する態度の育成に努める。

障害、人種、身体的特徴等による差別をしない心の育成に努める。

イ 子どものしつけ 3 原則「“はい”の返事」「挨拶の推進」「靴箱を揃える」を徹底し心の教育を推進する。

ウ 学校行事や児童会活動、総合的な学習、生活科、幼保小連携、小中交流等を通して人と交流する楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成を図る。

②全職員での情報共有

ア 月に 1 回の職員会議の中に各学年でおきた児童に関するトラブルの情報交換の時間を盛り込み全校での共通理解を図る。いじめに関するトラブルが出てきた場合には、いじめ防止委員会を招集し解消に向けて全校で取り組む。

③基礎的・基本的な内容の確かな定着

ア さわやかタイムの徹底や学習サポーター、スクールサポート教員を活用したきめ細かな学習活動を展開し、児童が学習に主体的に取り組むようにすることで満足した学校生活を送れるようにする。

イ 今まで行ってきた研修・研究をいじめ防止の観点から見直し、更なる充実に努める。

ウ 「もみじ給食」や「幼保小交流」「小中交流」「高齢者との交流」等の異年齢交流をはかることで、他学年や他校、大人の気持ちを理解し、喜びや大切さに気づくようにする。

④教職員のスキルの向上

ア 教職員全員がソーシャルスキルトレーニング等の研修を通して、その技法を学び、朝や帰りの活動及び必要な時に実施できるようにする。

イ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長することもあるので、十分注意するとともにお互いに気をつけるよう心掛ける。

⑤アンケートの実施

ア 年間2回、児童にいじめアンケートを実施し、実態を把握するとともにその解消に努める。また必要に応じて保護者へのアンケートを実施する。

イ WEBQ Uを実施することにより、担任の把握しきれない学級の児童の傾向や児童の内面を理解し分析した上で学級経営に生かす。

(2) 早期発見のための基本施策

①日常の観察と情報共有

ア 全ての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を行うことにより、児童の変化を見逃さないようにする。また、観察で気になったことについては、その程度によって学年主任、教務主任、教頭、校長まで報告が届くようにし早期対応をはかる。全職員の共通理解が必要な場合は、週2回の打合せの活用をし、緊急の場合は職員会議もしくは緊急生徒指導部会を招集して対応する。

②学級経営の充実

ア 学校で子どもたちが生活する大半は学級である。その学級での集団生活を通して児童はいろいろなことを学び、経験して成長していく。担任や他の児童と信頼関係が確立し、自分の居場所が確立されていれば学習にも生活にも安心して取り組み、心の成長にも大きく影響するものである。そのような中ではおのずからいじめは発生しないと考える。万が一いじめ問題が起きたとしても初期の段階で担任に情報が届き早期対策を打ち出せ解決へと導ける。そのため、若手教師の割合が年々増加している現在、ベテランから若手へと培った力を伝達できるよう若年層研修を充実させることが急務である。

イ チャイムによって生活するとか授業中の姿勢、返事、聞く姿勢等、学習規律を確立することによりきちんとした生活習慣を培う。

③相談体制の充実

ア 児童が生活する中では、うれしいこと、楽しいことがあると同時にいやなこと、辛いこと、苦しいこともある。通常は友達や担任の先生に相談して乗り越えていくものであるが、中には担任にも友達にも相談できない内容であったり、児童自身の性格から相談できなかったりする場合がある。そのような時、たくさんの事例や経験をもち、専門的な見地から客観的に判断し相談にのってくれる相談員が学校にいと、担任には伝わらない情報を得ることができる。また、いじめを受けた児童のケアも依頼できる。

イ 言葉に出して言うことが苦手な児童に対しては、教育相談箱を設置して声が聞こえるよ

うにする。緊急の場合は職員会議もしくは緊急生徒指導部会を招集して対応する。

④家庭や地域、関係機関との連携

ア いじめが発覚するのは学校だけとは限らない。保護者が気づく場合もあるだろうし、地域住民や塾の先生等が気づく場合もある。その時にすぐ学校に連絡が来るよう学校だよりやHP（ホームページ）等で学校から情報を発信するとともに、情報が学校にくるよう呼びかけ、連絡を密にとるようにする。

イ 職員室入口脇に我孫子市役所子ども相談課の「子ども相談電話」の連絡先が書かれたメモを置き、学校に相談できない場合の対応に伝えられるようにする。

3 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 生徒指導部会（職員会議）

月1回、生徒指導主任が中心となって、月目標についての取り組みの成果と反省をするとともに年間計画に基づいて来月の取り組みの周知を図ることを主とする。またその月の問題となった事例の共通理解や、問題傾向のある児童の共有、現状や指導についての情報交換等についても話し合う。

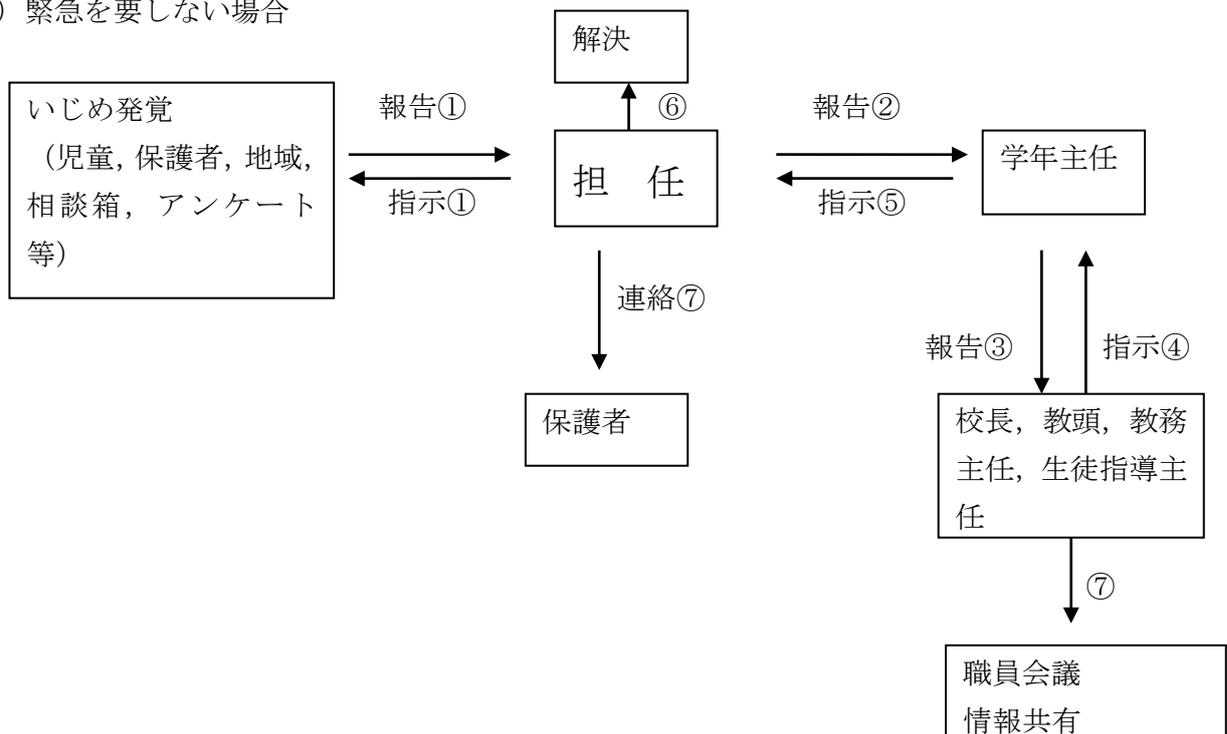
(2) 緊急生徒指導部会（いじめ対策委員会）

日常、緊急の解決を必要とする生徒指導上の問題が生じた時は、その場で適切な処置をとるとともに校長の指示を受けて教頭が招集する。内容がいじめに関する場合は「いじめ対策委員会」としてその解決にあたる。構成メンバーは校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任とする。さらに深刻な問題を抱え、内部だけでは解決を図るのが困難と校長が判断した場合は、校長の指示を受け外部から必要なメンバーを招集する。外部のメンバーは次のとおりである。

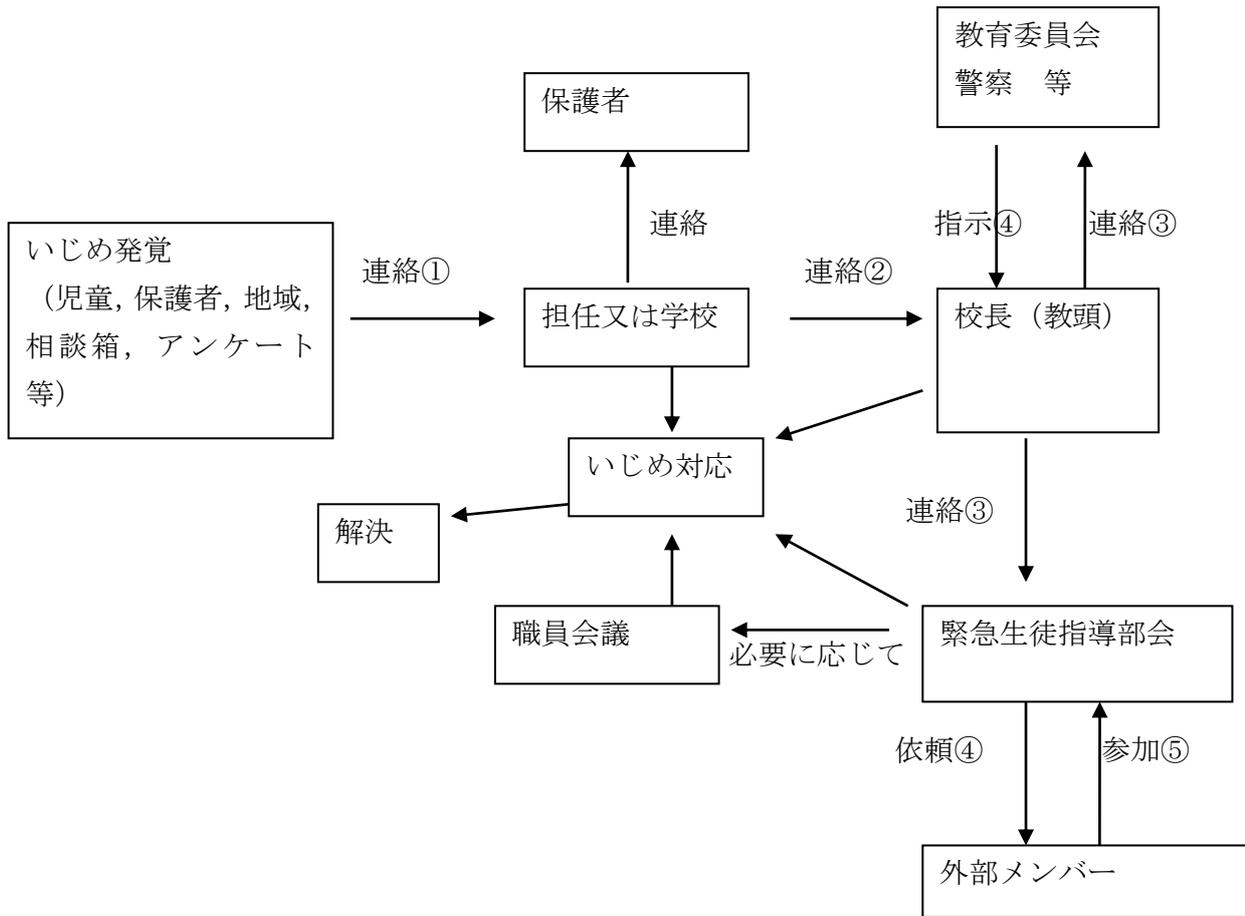
PTA会長、我孫子警察署員、教育相談センター所長、自治会長、湖北台地区民生・児童委員会会長、守ろう隊会長、その他必要なメンバー

4 いじめ問題が生じた場合の対応

(1) 緊急を要しない場合



(2) 緊急を要する場合



5 いじめ防止年間計画

	定例会議	交流関係	研究・研修関係	その他
4月	職員会議		我教研総会	学習参観・懇談会 全国学力調査
5月	職員会議			
6月	職員会議	高齢者交流	授業研究会 若年層研修会 特別支援研修	WEBQU いじめアンケート
7月	職員会議	地区児童会 もみじ交流		個人面談
8月	職員会議		我教研講演会・部 会	
9月	職員会議		授業研究会	
10月	職員会議	幼稚園交流		
11月	職員会議	もみじ交流 まち探検	授業研究会 人権道徳授業 我教研部会	学習参観 WEBQU いじめアンケート 教育ミニ集会
12月	職員会議	キャリア教育	若年層研修会	県標準学力調査
1月	職員会議	幼稚園交流		ピアサポート
2月	職員会議			学習参観・懇談会
3月	職員会議			